

沖高保発第 6-139 号

令和 7 年 2 月 12 日

会 員 各 位

(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会

LP ガス部会長 福原 徹

液石法施行規則(販売の方法の基準)改正に伴う  
三部料金制への移行における**既存のお客様への事前周知**について

平素は、LPガス部会の活動にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、液化石油ガス法施行規則(販売の方法の基準)改正にともない、令和7  
年4月2日より三部料金制が義務化されることとなります。

つきましては、会員の皆様におかれましては、毎月お客様にお渡ししている  
検針請求書の価格表示について基本料金・従量料金・**設備料金**の3項目(三  
部制料金)を必ず表示する必要があります。

価格表示の改定は料金の変更と同じく、事前(適用の30日以上前)に**既存  
のお客様に対して価格表示変更のお知らせ**を配布しなければなりません。

また、これまでの二部制料金から新たに**設備料金**をご請求する場合、消費配  
管、消費機器所有の変更など、LPガス料金の請求根拠に関わる重要な変更の  
場合は、14条書面の再交付が必要と考えられますので、お客様への丁寧なご  
説明も含め、ご対応下さいますようお願い致します。

この度、事務局でお客様へのお知らせ(見本)を作成しましたので、協会ホー  
ムページLPガス部会でご確認いただき、必要に応じて加筆修正の上ご活用く  
ださい。

LP ガス部会専用 HP パスワード khk9562(小文字)

本件へのお取り寄せ 協会事務局 TEL 098-858-9562